



宮 崎 県 公 報

平成24年2月20日(月曜日) 第 2363 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	の 規 定 に よ り 知 事 が 指 定 す る 道 路 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 …………… (都 市 計 画 課) 4
○ 道 路 の 区 域 の 変 更 (4 件) …………… (道 路 保 全 課) 1		公 告
○ 道 路 の 供 用 の 開 始 (4 件) …………… (“) 2		○ 軽 油 引 取 税 に 係 る 特 約 業 者 の 指 定 取 消 し …………… (税 務 課) 4
○ 宮 崎 県 屋 外 広 告 物 条 例 の 規 定 に よ り 知 事 が 指 定 す る 禁 止 物 件 、 禁 止 地 域 等 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 …………… (都 市 計 画 課) 3		○ 入 会 林 野 整 備 計 画 の 認 可 (2 件) …………… (山 村 ・ 材 振 興 課) 4
○ 宮 崎 県 屋 外 広 告 物 条 例 施 行 規 則 別 表 第 4 の 規 定 に よ り 知 事 が 指 定 す る 区 域 及 び 同 規 則 別 表 第 9		○ 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了 (2 件) …………… (建 築 住 宅 課) 4
		人 事 委 員 会 規 則
		○ 職 員 の 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 …………… 5
		○ 降 格 の 特 例 に 関 す る 規 則 等 を 廃 止 す る 規 則 …………… 5

告 示

宮 崎 県 告 示 第 110 号

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、道 路 の 区 域 を 次 の と お り 変 更 す る。

な お、関 係 図 面 は、平 成 24 年 2 月 20 日 か ら 平 成 24 年 3 月 5 日 ま で 宮 崎 県 県 土 整 備 部 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 24 年 2 月 20 日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

路 線 番 号	道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)
	国 道	国 道 2 21 号	都 城 市 高 崎 町 大 牟 田 字 平 木 1366 番 1 地 先 から 同 市 同 町 大 牟 田 同 字 13 48 番 17 地 先 ま で	旧	10.6 ~ 13.6	136.0
				新	10.6 ~ 22.6	136.0

宮 崎 県 告 示 第 111 号

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、道 路 の 区 域 を 次 の と お り 変 更 す る。

な お、関 係 図 面 は、平 成 24 年 2 月 20 日 か ら 平 成 24 年 3 月 5 日 ま で 宮 崎 県 県 土 整 備 部 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 24 年 2 月 20 日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

路 線 番 号	道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)
	国 道	国 道 3 27 号	東 臼 杵 郡 美 郷 町 西 郷 区 小 原 字 川 戸 口 1363 番 1 地 先 から 同 郡 同 町 同 区 小 原 同 字 13 62 番 1 地 先 ま で	旧	43.0 ~ 45.1	14.9
				新	43.0 ~ 95.4	14.9

宮 崎 県 告 示 第 112 号

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、道 路 の 区 域 を 次 の と お り 変 更 す る。

な お、関 係 図 面 は、平 成 24 年 2 月 20 日 か ら 平 成 24 年 3 月 5 日 ま で 宮 崎 県 県 土 整 備 部 道 路 保 全 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 24 年 2 月 20 日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

路 線 番 号	道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	延 長 (メ ー ト ル)
	国 道	国 道 3 88 号	東 臼 杵 郡 美 郷 町 南 郷 区 水 清 谷 字 小 原 3056 番 2 地 先 から 同 郡 同 町 同 区 水 清 谷 同 字 3056 番 2 地	旧	10.4 ~ 14.2	20.4
				新	14.0 ~ 18.6	20.4

先まで

宮崎県告示第 113号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月20日から平成24年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市須木内山字神ノ原奈佐木国有林 292林班地先から同市須木内山同字4964番60地先まで	旧	3.4 ~ 21.9	1212.0
				新	9.3 ~ 55.8	1140.0
					4.1 ~ 55.8	1224.0

宮崎県告示第 114号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月20日から平成24年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	都城市高崎町大牟田字平木1366番 1 地先から同市同町大牟田同字1348番17地先まで	平成24年 2 月20日

宮崎県告示第 115号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月20日から平成24年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区小原字川戸口1363番 1 地先から同郡同町同区小原同字1362番 1 地先まで	平成24年 2 月20日

宮崎県告示第 116号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月20日から平成24年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町南郷区水清谷字小原3056番 2 地先から同郡同町同区水清谷同字3056番 2 地先まで	平成24年 2 月20日

宮崎県告示第 117号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 2 月20日から平成24年 3 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木高岡線	小林市須木内山字神ノ原奈佐木国有林 292林班地先から同市須木内	平成24年 2 月20日

			山同字4964 番60地先ま で			
--	--	--	------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 118号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。ただし、第 5 項第 2 号の表に国道10号（都城志布志道路）の項を加える改正規定は、平成24年 3 月25日から施行する。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						5 条例第 8 条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					
(1) [略]						(1) [略]					
(2) 一般国道						(2) 一般国道					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]	[略]					[略]	[略]				
国道10号	[略]					国道10号	[略]				
	石田橋（日向市大字平岩地内）	[略]					石田橋（日向市大字平岩地内）	[略]			
	都農町大字川北境ヶ谷 149 05番地先	都農町道松原福原尾線との交点（都農町大字三日月原地内）	50メ ー ト ル	用途地 域等を 除く区 域	第 3 種禁 止地 域等						
	[略]						[略]				
	都城市高城町穂満坊字清水 747番地先	[略]					都城市高城町穂満坊字清水 747番地先	[略]			
	栄源寺橋（都城市甲斐元町地内）	[略]				国道10号（都城志布志道路）	県道都城隼人線との交点（都城市五十町地内）	現道との交点（都城市五十町地内）	500 メ ー トル	用途地 域等を 除く区 域	第 2 種禁 止地 域等
	[略]					国道10号	栄源寺橋（都城市甲斐元町地内）	[略]			
	[略]						[略]				
(3) 主要地方道						(3) 主要地方道					
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]	[略]					[略]	[略]				
県道都城霧島公園線	[略]					県道都城霧島公園線	[略]				
						県道都城東環状線（	国道10号との交点（都城市五十町地内）	都城市梅北町 1015番 1 地先	500 メ ー トル	用途地 域等を 除く区 域	第 2 種禁 止地 域等

	都城志 布志道 路)			域	域等
[略]	[略]				
(4)～(6) [略]	(4)～(6) [略]				

宮崎県告示第 119号

宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第 4 の規定により知事が指定する区域及び同規則別表第 9 の規定により知事が指定する道路（平成 5 年宮崎県告示第 631号）の一部を次のように改正する。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
2 規則別表第 4 規制地域等の部第 3 種規制地域等の項第 1 号に規定する知事が指定する区域は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 延岡市稲葉崎町、延岡市無鹿町、延岡市大門町、延岡市柚の木田町、延岡市粟野名町、延岡市中の瀬町、延岡市桜園町、延岡市川原崎町、延岡市出北 4 丁目、延岡市出北 6 丁目、延岡市別府町、延岡市浜町、延岡市平原町及び延岡市塩浜町の都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域（別添図面のとおりと）とする。	2 規則別表第 4 規制地域等の部第 3 種規制地域等の項に規定する知事が指定する区域は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 延岡市稲葉崎町、延岡市無鹿町、延岡市大門町、延岡市柚の木田町、延岡市粟野名町、延岡市中の瀬町、延岡市桜園町、延岡市川原崎町、延岡市出北 4 丁目、延岡市出北 6 丁目、延岡市別府町、延岡市浜町、延岡市平原町、 <u>延岡市塩浜町及び延岡市石田町の都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域（別添図面のとおりと）とする。</u>

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公 告

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 144条の 9 第 3 項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 名称及び代表者の氏名
日南石油株式会社
代表取締役 竹井 崇利
- 主たる事務所の所在地
日南市岩崎 2 丁目 2 番 18号
- 指定取消年月日
平成24年 2 月 6 日

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 名 称
古江大区入会林野整備組合
- 事務所の所在地
延岡市北浦町古江2424番地
- 代表者の住所及び氏名
延岡市北浦町古江2424番地
河野 仁生

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

- 名 称
平清水地区入会林野整備組合
- 事務所の所在地
日之影町大字七折8081番地
- 代表者の住所及び氏名
日之影町大字七折8081番地
甲斐 邦彦

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
小林市細野字内田ノ前2632番 1、2633番 1、2633番 6	小林市細野2639番地 1 株式会社ホシヤマ

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成24年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
串間市大字西方字東原3760番	串間市大字西方3728番地

1 外13筆、3713番2の一部、
3713番3の一部、3713番4の
一部、3713番5の一部、3715
番の一部、3716番の一部、37
17番の一部、3718番の一部、
3719番の一部、3720番1の一
部、3730番の一部、3731番の

医療法人十善会

一部、3733番の一部、3736番
の一部、3763番4の一部、37
69番の一部、3770番の一部、
3775番1の一部、3776番の一
部、3777番の一部、3778番の
一部、3780番の一部

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月20日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第1号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>職員の退職手当に関する条例第13条 の規定の適用を受けないことの申立書</p> <p>私は、 年 月 日宮崎県 を退職しましたが、 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号） 第13条の規定の適用を受ける職員以外の地方公務員等に就職 しないものであることを申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 ㊟</p>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>職員の退職手当に関する条例第19条第2項 の規定の適用を受けないことの申立書</p> <p>私は、 年 月 日宮崎県 を退職しましたが、 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号） 第19条第2項の規定の適用を受ける職員以外の地方公務員等 に就職しないものであることを申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 ㊟</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

降格の特例に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成24年2月20日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第2号

降格の特例に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる人事委員会規則は、廃止する。

- （1）降格の特例に関する規則（平成23年宮崎県人事委員会規則第23号）
- （2）平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成23年宮崎県人事委員会規則第24号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--